

京都市訓令甲第 3 号
序 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

京都市長 松 井 孝 治

第1条の表坂越副市長の項及び第2条第1項中「坂越副市長」を「竹内副市長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年7月5日から施行する。

(行財政局人事部人事課)